

平成 29 年 6 月 27 日

住宅局 住宅総合整備課

## 全市区町村の 2 割超で、空家等対策計画を策定

(国土交通省・総務省調査)

～空き家対策に取り組む市区町村の状況について～

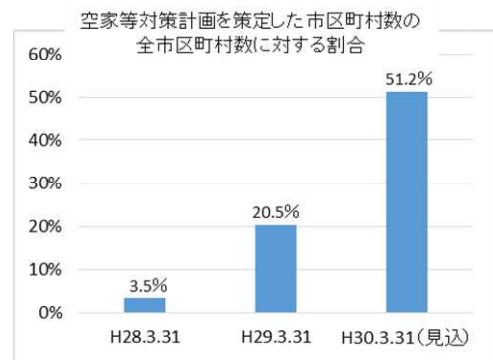
空家対策の推進に関する特別措置法(空家法)に基づく空家等対策計画は、法施行後 2 年弱で全市区町村の約 21%となる 357 団体が策定し、さらに、今年度末には全市区町村の 5 割を超える見込です。また、平成 28 年度にスタートした空き家の発生を抑制するための 3,000 万円特別控除制度については、適用に必要な確認書の交付件数が 1 年間で 4,477 件に達したところです。

### 【調査結果のポイント】

#### 1. 空家法第 6 条に基づく空家等対策計画の策定状況

平成 28 年度末現在、全市区町村の約 21%で策定されており、平成 29 年度末には 5 割を超える見込です。(p.2)

都道府県別にみると、高知県、富山県、広島県の順に策定済市区町村の割合が高くなっています。(p.3)また、平成 29 年度末には、愛媛県、富山県、高知県で同割合が 9 割を超える見込です。(p.4)



#### ■H29.3.31 時点策定済み

	市区町村数	策定済み市区町村数	策定済市区町村数の割合
1 高知県	34	27	79.4%
2 富山県	15	9	60.0%
3 広島県	23	10	43.5%

#### ■H30.3.31 時点策定見込み数

	市区町村数	H29末時点策定見込市区町村数	H29末時点策定見込市区町村数の割合
1 愛媛県	20	19	95.0%
2 富山県	15	14	93.3%
3 高知県	34	31	91.2%

#### 2. 空き家等の譲渡所得 3,000 万円特別控除に係る確認書の交付実績(※)

制度創設初年度となる平成 28 年度において 496 市区町村(全市区町村の約 3 割)で交付実績があり、交付件数は 4,477 件でした。(p.17)

※相続により発生した古い空き家等を譲渡した場合の税制特例に関し、空き家であることを確認するため市区町村長が発行する書類

#### 3. 空家法第 14 条に基づく特定空家等に対する措置実績

周辺的生活環境等に悪影響を及ぼす「特定空家等」について、平成 28 年度末までに市区町村長が助言・指導 6,405 件(※)を行ったもののうち、指導中の案件もありますが、除却等の命令に至ったものは 23 件、そのうち代執行を行ったものは 11 件でした。また、略式代執行を行ったものは 35 件でした。(p.2)

※6 月 27 日発表時の数値に誤りがありましたので、訂正いたします。(誤)6,384 件→(正)6,405 件(H29.7.6)

### 【調査結果の詳細は以下の URL にてご確認ください】

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000035.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html)

※ページ下部「参考」内、「■空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について」

#### 問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 藤井、五島

電話: 03-5253-8111(内線: 39-354, 39-356)、03-5253-8508(直通) FAX: 03-5253-1628